

《質疑①》

自立準備ホームへ入所中の障害者が自宅へ戻ることを希望しているにもかかわらず、家族が自宅での支援に限界を感じていることから帰宅拒否することは、養護者による虐待に当たるのか。

《回答①》

養護者による虐待における「養護者」とは、「障害者を『現に』養護する者であって…（以下省略）」とされており、施設入所中の場合、家族というだけで「養護者」に該当するとは限らない。

また、この場合における「虐待」としてはネグレクトに該当することが考えられるが、「養護を著しく怠ること」（法2条6項1号ニ）とされていることから、自立準備ホームにおいて生活環境が確保されているとの前提があれば、帰宅を拒否しただけで「著しく怠った」とはいえないと考えられる。

なお、障害者の権利利益の養護及びそのための養護者の支援をも目的とする法の趣旨に鑑み、「虐待」に該当するかを迷った場合には、障害者虐待防止法の取扱いに準じ、家族の支援も含めた必要な援助を行っていくべきである。

《質疑②》

虐待の事実確認の際に、目撃者の証言しか証拠が確認できない場合、「事実が確認できなかった」との結論になるのか。

《回答②》

「目撃者の証言」も一つの証拠であり、必ずしも「事実が確認できなかった」という結論に至るわけではない。ただし、客観的証拠と比較して、「証言」などの主観的証拠には誤りが生じやすいとの性質が一般にあることから、他の判断材料をできるだけ多く確保するよう努めるべきであるとともに、証言の信用性は、目撃者の人的属性（故意に虚偽証言の可能性の有無）、目撃状況（過失による虚偽証言の可能性の有無）、他の証拠との整合性、内容の自然性・合理性等の事情を十分に吟味する必要がある。

《質疑③》

障害者と別居中の妻は、養護者に当たるのか。なお、本人は生活保護を受給しているが、家賃については妻が負担している。

《回答③》

「養護者」の定義は質疑①における回答のとおりである。別居中であっても、妻が本人の財産を管理していたり、日常的に生活をサポートしているなどの事情があれば格別、家賃を負担しているというだけでは「養護者」に該当しないと考えられる。